

安全就業基準

(目的)

第1条 公益社団法人筑西市シルバー人材センター(以下「センター」という。)会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全に就業ができる基準を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業にあたっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1)作業は、安全第一を心がけ、急いだりあわてたりしないこと。
- (2)器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3)服装・履物等は、作業に合った動きやすいものにする。
- (4)作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5)加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6)作業現場では、常に整理整頓を心がけること。
- (7)共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8)往復の途上にあつては、交通事故に気をつけること。
- (9)健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10)仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。

(安全保護具)

第4条 会員は、高所作業に従事する場合は、必ず安全帽(ヘルメット)を着用するとともに、必要に応じ命綱を使用すること。

- 2 除草剤散布作業に従事する場合は、薬剤が皮膚に付着しないように、長袖衣類や帽子、ゴム手袋、マスク等を着用すること。
- 3 会員は、前項のほか安全面で保護する必要がある作業に従事する場合は、作業別安全就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第5条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに、交通事故に注意しなければならない。特に、自動車やオートバイ、自転車にあつては、十分注意し運転しなければならない。

- 2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第6条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第7条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることを示す標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第8条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第9条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第10条 会員は、仕事場との往復時や就業中にけがをしたとき、又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第11条 会員は、この基準に定めるもののほか、センターから指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。